

安全運転の実技指導の内容の公表（初任運転者）

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

基本方針

- ・ 貸切バス、乗合バス（高速バスを含む）兼業ですが、要件（時間、内容）は貸切バス基準で実施します。
- ・ 初任運転者の適正、経験を踏まえて指導内容を決定し、随時変更して実技教育を行っております。
- ・ 車種区分については、大型・中型・小型全ての車両の訓練を行っております。
大型車：車両の長さ9メートル以上又は座席数50人以上
中型車：大型車、小型車以外のもの
小型車：車両の長さ7メートル以上又は座席数29人以下

■ 初任運転者に対する特別な指導内容（机上教育10時間以上）

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダー映像指導

※ Web 講座 グッドランニング「初任運転者講座」を活用

■ 安全運転の実技指導内容（20 時間以上）

① 実施ルート・方法

- ・ 基本的には当社エリア内（実際に走行する区間）を運行
- ・ 車両に慣れさせ、走行しやすい区間から運転を始め、徐々に難易度（狭隘区間・山間区間・高速道路）をあげて、実技教育を進めます。

② 運転操作

- ・ 初任運転者本人が運転し、指導者が即乗して指導します。
- ・ 必要に応じて指導者が運転します。
- ・ 乗合バスの教育においては、初任運転者教育期間内での営業運転が認められますので、指導者が即乗し営業運転で指導を実施します。

③ 営業関係

- ・ バス停の箇所、名称、乗合バス事業における運賃・乗車券・交通系 I C カードの利用方法について、営業担当者が教育します。

■ 指導者の指導履歴

- ・ 机上教育は、運行管理者及び指導担当職員が行います。
- ・ 実技教育は、基本的に乗務経験の豊富な乗務主任・副主任が行います。